

東日本大震災復興特別貸付等【復興】

令和4年度予算額 1.8億円（2.0億円）

中小企業庁 金融課

事業の内容

事業目的・概要

- 東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「東日本大震災復興特別貸付」等による低利融資を行います。

成果目標

- 日本政策金融公庫が、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して「東日本大震災復興特別貸付」等により低利融資を行うことで、被災事業者の資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 日本政策金融公庫が中小企業・小規模事業者に対して「東日本大震災復興特別貸付」等による低利融資を行うために必要な財政支援を行います。



事業イメージ



※主な低利融資の内容

【福島県に事業所を有する企業】

①直接又は間接被害を受けた企業

当初3年間：基準利率（災害）－1.4%（最大）

4年目以降：基準利率（災害）－0.5%（最大）

②震災の影響を受け業績が特に悪化している企業：基準利率－0.3%

③雇用の維持・拡大に努める企業：基準利率－0.2%

②と③の要件を満たす場合：基準利率－0.5%

【岩手県・宮城県の沿岸地域に事業所を有する企業】

①直接被害を受けた企業

当初3年間：基準利率（災害）－1.4%（最大）

4年目以降：基準利率（災害）－0.5%（最大）

基準利率（災害）：中小事業1.07%、国民事業1.22%（担保等の有無によらず一律）

基準利率：中小事業1.07%、国民事業1.82%（担保等の有無に応じて変動）

※令和4年3月1日時点、貸付期間5年の場合